

# インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成26年4月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	121-3	ページ番号 121-3 ※10:法第三十一条が適用される場合、「市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を設定する。	1	121-3	ページ番号 121-3 ※10:法第三十一条に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。	1
2	154-3	ページ番号 154-3 項番39の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置対象者)	1	154-3	ページ番号 154-3 項番39の項目名 多子軽減対象区分	1
3	154-3	ページ番号 154-3 項番39の内容 設定しない	1	154-3	ページ番号 154-3 項番39の内容 多子軽減対象の場合に設定する	1
4				154-3	ページ番号 154-3 項番39の必須入力 △ を追加	1
5				154-3	ページ番号 154-3 項番39の備考 ※C ※12 を追加	1
6				154-4	ページ番号 154-4 ※12:異動年月日の年月が平成26年9月以前の場合は、使用しない。 を追加	1
7	154-16	ページ番号 154-16 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置対象者)	1	154-16	ページ番号 154-16 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1
8	154-16	ページ番号 154-16 項番41の内容 設定しない	1	154-16	ページ番号 154-16 項番41の内容 多子軽減対象の場合に設定する	1
9				154-16	ページ番号 154-16 項番41の必須入力 △ を追加	1
10				154-16	ページ番号 154-16 項番41の備考 ※C を追加	1
11	154-27	ページ番号 154-27 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置対象者)	1	154-27	ページ番号 154-27 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
12	154 -27	ページ番号 154-27 項番41の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -27	ページ番号 154-27 項番41の内容 <u>多子軽減対象の場合に設定する</u>	1
13				154 -27	ページ番号 154-27 項番41の備考 ※C を追加	1
14	154 -38	ページ番号 154-38 項番41の項目名 <u>特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)</u>	1	154 -38	ページ番号 154-38 項番41の項目名 <u>多子軽減対象区分</u>	1
15	154 -38	ページ番号 154-38 項番41の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -38	ページ番号 154-38 項番41の内容 <u>多子軽減対象の場合に設定する</u>	1
16				154 -38	ページ番号 154-38 項番41の備考 ※C を追加	1
17	154 -48	ページ番号 154-48 項番42の項目名 <u>特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)</u>	1	154 -48	ページ番号 154-48 項番42の項目名 <u>多子軽減対象区分</u>	1
18	154 -48	ページ番号 154-48 項番42の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -48	ページ番号 154-48 項番42の内容 <u>多子軽減対象の場合に設定する</u>	1
19				154 -48	ページ番号 154-48 項番42の必須入力 △ を追加	1
20				154 -48	ページ番号 154-48 項番42の備考 ※C を追加	1
21	154 -56	ページ番号 154-56 項番41の項目名 <u>特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)</u>	1	154 -56	ページ番号 154-56 項番41の項目名 <u>多子軽減対象区分</u>	1
22	154 -56	ページ番号 154-56 項番41の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -56	ページ番号 154-56 項番41の内容 <u>多子軽減対象の場合に設定する</u>	1
23				154 -56	ページ番号 154-56 項番41の備考 ※C を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
24	162 -21	ページ番号 162-21 ※6:法第二十一条の五の十一が適用される場合、「都道府県等が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を設定する。	1	162 -21	ページ番号 162-21 ※6:【サービス提供年月が平成26年10月以降の場合】 (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、または保育所等訪問支援の場合 ①多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 ②多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合 「0」を設定する。 ③多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 (2)(1)以外の場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 【サービス提供年月が平成24年4月以降、平成26年9月以前の場合】 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。	1
25				289	ページ番号 289 項番17の備考 ※5 を追加	1
26				290-1	ページ番号 290-1 ※5:法第三十一条に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。 を追加	1
27				293-9	ページ番号 293-9 項番17の備考 ※5 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
28				293 -11	<p>ページ番号 293-11</p> <p>※5:【サービス提供年月が平成26年10月以降の場合】</p> <p>(1)児童発達支援、医療型児童発達支援、または保育所等訪問支援の場合</p> <p>①多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合</p> <p>「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。</p> <p>なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>②多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合</p> <p>「0」を設定する。</p> <p>③多子軽減対象でない場合</p> <p>法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>(2)(1)以外の場合</p> <p>法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>【サービス提供年月が平成24年4月以降、平成26年9月以前の場合】</p> <p>法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。</p> <p>を追加</p>	1